

H31年度 帯広市住まいの改修助成金

空家を含めた住宅の長寿命化や省エネルギー化等への改修により住宅性能の向上を促進し、快適な住環境の充実を図ります。

1 助成の内容

10万円（消費税除く）以上の改修工事に対して、5万円を助成します。

2 募集件数、募集期間

募集件数 400件

第1回募集（150件） 令和元年5月7日（火）～5月17日（金）

第2回募集（150件） 令和元年7月1日（月）～7月12日（金）

第3回募集（100件） 令和元年9月2日（月）～9月13日（金）

※申請が募集の範囲を超えた場合は抽選を行います。

	抽選会予定日時	抽選会場
第1回	5月24日（金）10時～	市役所10階 第3会議室
第2回	7月19日（金）10時～	市役所10階 第5B会議室
第3回	9月20日（金）10時～	市役所10階 第5B会議室

※申請数が募集件数に達しない場合は、追加募集を行います。

3 申し込み方法

お申し込みは、申請書に必要書類を添付して建築指導課にご提出ください。

※郵送での提出は不可。

受付窓口：市役所6階 建築指導課

受付時間：8：45～17：30（土・日・祝祭日の受付は行いません。）

4 対象者・対象住宅

- ① 市内に住所を有する方、または、市内の空き家を購入し、居住する方
- ② 自ら所有し居住している住宅、または、市内の空き家を購入し、居住する住宅
- ③ 市区町村民税を滞納していない方（納税状況により対象となる場合があります。）
- ④ 世帯の総所得額*が550万円以下の方（確認できる最新のもの）
- ⑤ 暴力団員でない方
- ⑥ 過去に住宅リフォーム助成または住まいの改修助成を受けていない方
- ⑦ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）については、市で行う「無料耐震簡易診断」を受けなければなりません。

※所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

- ・同一住宅への助成は1回限りです。
- ・併用住宅（住宅と店舗など）は住宅部分のみ対象です。
- ・住宅の所有者が、単身赴任のため居住していない場合など、状況により申請が可能な場合があります。

5 工事施工者

建設業等を営む方で市内に事務所、営業所等を有する法人、または、市内に住所を有する個人。

※当該改修の全てを他に委託することはできません。

6 対象改修

1 耐久性や長寿命化のための工事

- ・塗装工事（施工範囲が一面全て以上のもの）（耐久性、長寿命化）
- ・屋根を不燃材料でふき替える工事（耐久性、長寿命化）
- ・外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事
- ・給排水等設備工事
- ・その他（建物の耐久性や長寿命化のための工事と判断したもの）

2 省エネルギー化のための工事

- ・浴室改修工事（省エネ化）
- ・キッチン改修工事（省エネ化）
- ・洗面台改修工事（省エネ化）
- ・トイレ等改修工事（省エネ化）
- ・建具取替工事（省エネ化及び換気設備工事に伴うもの）
- ・窓ガラス交換工事（省エネ化）
- ・内窓設置工事（省エネ化）
- ・外窓、玄関断熱ドア取替工事（省エネ化）
- ・断熱改修工事（省エネ化）
- ・照明器具交換工事（LED照明器具）
- ・換気設備工事（建築基準法に適合させる換気設備工事）
- ・その他（省エネルギー化のための工事と判断したもの）

3 ユニバーサルデザイン化（UD化）のための工事

- ・段差解消工事（UD化）
- ・床材を滑りにくい素材に変更する工事（UD化）
- ・畳をフローリングに変更する工事（UD化）
- ・手摺設置工事（UD化）
- ・建具取替工事（UD化）
- ・浴室改修工事（UD化）
- ・キッチン改修工事（UD化）
- ・洗面台改修工事（UD化）
- ・トイレ改修工事（UD化）
- ・埋設型融雪施設の設置（UD化）
- ・インターホン設置工事（カメラ機能付）
- ・その他（UD化のための工事と判断したもの）

7 対象とならない費用 (見積書において明確に示すこと。)

設計費

部分的な修繕工事費 (外壁や屋根の一部修繕等)

敷地整備費

産業廃棄物運搬処理費

耐震改修工事費

外構工事費

アンテナ設置工事費

雨樋、雪止め設置工事費

給湯器設置工事費

家電製品、家具等の購入費 (エアコン等も含む)

畳や障子等の設置工事費

ガスコンロ・IHクッキングヒーターの購入費及び設置工事費

ストーブの購入費及び設置工事費

太陽光発電システム設置工事費

合併処理浄化槽設置工事費

他の補助金等を利用して行う改修工事費用

(ユニバーサルデザイン住宅改造補助、木造住宅耐震改修補助、介護保険住宅改修、空家改修補助金、次世代住宅ポイント制度など)

増築の工事費 (サンルーム、風除室等の新設は増築になるため対象外。)

消費税

8 申請から助成金受取りまで

① 申請書類提出

・募集は年3回行います。

② 抽選会

・抽選結果は、精査した後に市役所正面入口、川西・大正支所に貼り出しと、ホームページにより公表します。※電話での問合せは不可です。

③ 助成金交付決定通知

・抽選結果は申請者全員に**交付(不交付)決定通知書**で通知します。
・当選した旧耐震基準の住宅を所有している方に、「無料耐震簡易診断」を受けなければならぬことを通知します。

④ 工事着手

・決定通知前の工事着手は補助の対象外です。
・工事を変更、中止する場合は届出が必要です。

⑤ 工事完了

⑥ 工事完了実績報告

・工事完了後速やかに提出して下さい。
・令和2年3月16日までに完了実績報告を行わなければなりません。
※旧耐震基準の住宅を所有している方で、「無料耐震簡易診断」を受けていない場合は、工事完了実績報告を受付けません。

⑦ 助成金交付確定通知

⑧ 助成金請求書

・令和2年3月16日までに補助金の請求を行わなければなりません。

⑨ 助成金交付

・指定口座に入金します。

9 申請に必要な書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 住民票*（空き家を購入する場合、実績報告時に確認）
- ③ 住宅の所有者がわかる書類*（登記事項証明書等）
- ④ 所得証明書*（世帯全員分）
- ⑤ 市区町村民税等の滞納が無いことを証する書類*
- ⑥ 見積書（対象改修工事が明確なもの、コピーの提出可）
- ⑦ 写真（施工前の状況を撮影したもの、日付入）
- ⑧ 補助状況調査票（他の補助制度を利用する場合のみ提出）
- ⑨ 誓約書（暴力団排除に係る誓約）

※②、③、④、⑤は、①申請書で個人情報の取得について同意した方は添付不要です。（1月1日時点で帯広市在住の方のみ）

ただし、住宅を所有して一年未満の方は③の書類の添付が必要となります。

10 工事完了実績に必要な書類

- ① 帯広市住まいの改修助成金交付完了実績報告書
（補助金交付決定通知書と一緒に郵送。）
- ② 写真（施工中と施工後の状況を撮影したもの、日付入）
- ③ 領収書又は請求書の写し

11 改修工事を変更する場合に必要な書類

- ① 帯広市住まいの改修助成金交付変更承認申請書
- ② 見積書
- ③ 写真（改修箇所を変更する場合）
変更の承認（不承認）通知書により決定結果を通知します。

12 改修工事を中止する場合

帯広市住まいの改修助成金交付中止届の提出が必要です。